

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和2年1月16日(2020.1.16)

【公表番号】特表2019-501471(P2019-501471A)

【公表日】平成31年1月17日(2019.1.17)

【年通号数】公開・登録公報2019-002

【出願番号】特願2018-553288(P2018-553288)

【国際特許分類】

G 0 6 Q 20/40 (2012.01)

【F I】

G 0 6 Q 20/40 3 4 0

【手続補正書】

【提出日】令和1年11月29日(2019.11.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

サービスフォールバックのための方法であって：

完了したサービスに対するサービスフォールバック要求を受信した際、前記サービスに対応する、記憶されたフォールバック参照情報を読み取るステップ(101)と；

前記フォールバック参照情報に基づき、対応するサービスフォールバック情報を計算するステップ(102)と；

前記計算したサービスフォールバック情報に基づき、前記サービスに対するサービスフォールバックを完了するステップ(103)と；を備える、

サービスフォールバックのための方法。

【請求項2】

前記サービスに対するサービス要求を受信した際、前記サービス要求に含まれる前記フォールバック参照情報を読み取るステップ(201)と；

前記フォールバック参照情報と前記サービスとをローカルに関連付け、前記フォールバック参照情報をローカルに記憶するステップと；を更に備える、

請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記サービスは国際取引サービスを備え、前記サービスフォールバックは国際取引返金を備え、前記フォールバック参照情報は国際取引に対する為替レート情報を備え、前記サービスフォールバック情報は前記国際取引返金における返金額を備える(202)、

請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記サービスが前記国際取引サービスである場合、前記サービスフォールバックは前記国際取引返金であり、前記フォールバック参照情報は前記国際取引に対する前記為替レート情報であり、前記サービスフォールバック情報は前記国際取引返金における前記返金額であり、

前記フォールバック参照情報に基づき、対応するサービスフォールバック情報を計算するステップは：

ユーザによって選択される返金方法が外貨金額ベースの返金である場合、前記国際取引に対する前記為替レート情報に基づき外貨の対象金額を対応する自国通貨の金額に換算

するステップ；又は

ユーザによって選択される返金方法が自国通貨金額ベースの返金である場合、前記国際取引に対する前記為替レート情報に基づき自国通貨の対象金額を対応する外貨の金額に換算するステップ；を備え(203)、

前記対象金額は前記国際取引において実際に支払われる金額である、
請求項3に記載の方法。

【請求項5】

前記計算したサービスフォールバック情報に基づき、前記サービスに対するサービスフォールバックを完了するステップは：

前記ユーザによって選択される前記返金方法が前記外貨金額ベースの返金である場合、国際取引業者のアカウントから前記外貨の対象金額を差し引き、前記外貨の対象金額を所定の外貨ファンドプールへ戻し、前記換算された、対応する自国通貨の金額を中間アカウントを用い前記ユーザへ戻すステップ；又は

前記ユーザによって選択される前記返金方法が前記自国通貨金額ベースの返金である場合、国際取引業者のアカウントから、前記換算された、対応する外貨の金額を差し引き、前記換算された、対応する外貨の金額を所定の外貨ファンドプールへ戻し、前記自国通貨の対象金額を中間アカウントを用い前記ユーザへ戻すステップ；を備える、

請求項4に記載の方法。

【請求項6】

前記国際取引に対する前記為替レート情報は、インスタントコミュニケーションツールを用いて実行される交渉によって設定される、

請求項4に記載の方法。

【請求項7】

前記サービスフォールバック要求を含むユーザ入力を受信するステップを更に備える、
請求項1乃至請求項6のいずれか1項に記載の方法。

【請求項8】

前記ユーザ入力は、グラフィカルユーザインターフェース上で入力される、
請求項7に記載の方法。

【請求項9】

請求項1乃至請求項8のいずれか1項に記載の方法を実行するように構成された複数のモジュールを備える、

サービスフォールバックのための装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0101

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0101】

上記の説明は、本願の実施の例に過ぎず、本願をそれに限定することを意図するものではない。本願の主旨及び原理から逸脱せずになされる任意の変形、均等物との代替、改良は、本願の保護の範囲に含まれる。

以下、本発明の実施の態様の例を列挙する。

[第1の局面]

サービスフォールバック方法であって：

完了したサービスに対するサービスフォールバック要求を受信した際、前記サービスに対応する、記憶されたフォールバック参照情報を読み取るステップと；

前記フォールバック参照情報に基づき、対応するサービスフォールバック情報を計算するステップと；

前記計算したサービスフォールバック情報に基づき、前記サービスに対するサービスフォールバックを完了するステップと；を備える、

サービスフォールバック方法。

[第 2 の局面]

前記サービスに対するサービス要求を受信した際、前記サービス要求に含まれる前記フォールバック参照情報を読み取るステップと；

前記フォールバック参照情報と前記サービスとをローカルに関連付け、前記フォールバック参照情報をローカルに記憶するステップと；を更に備える、

第 1 の局面に記載のサービスフォールバック方法。

[第 3 の局面]

前記サービスは国際取引サービスを備え、前記サービスフォールバックは国際取引返金を備え、前記フォールバック参照情報は国際取引に対する為替レート情報を備え、前記サービスフォールバック情報は前記国際取引返金における返金額を備える、

第 2 の局面に記載のサービスフォールバック方法。

[第 4 の局面]

前記サービスが国際取引サービスである場合、前記サービスフォールバックは国際取引返金であり、前記フォールバック参照情報は前記国際取引に対する前記為替レート情報であり、前記サービスフォールバック情報は前記国際取引返金における前記返金額であり、

前記フォールバック参照情報に基づき、対応するサービスフォールバック情報を計算する前記ステップは：

ユーザによって選択される返金方法が外貨金額ベースの返金である場合、前記国際取引に対する前記為替レート情報に基づき外貨の対象金額を対応する自国通貨の金額に換算するステップ；又は

ユーザによって選択される返金方法が自国通貨金額ベースの返金である場合、前記国際取引に対する前記為替レート情報に基づき自国通貨の対象金額を対応する外貨の金額に換算するステップ；を備え、

前記対象金額は前記国際取引において実際に支払われる金額である、

第 3 の局面に記載のサービスフォールバック方法。

[第 5 の局面]

前記計算したサービスフォールバック情報に基づき、前記サービスに対するサービスフォールバックを完了する前記ステップは：

前記ユーザによって選択される前記返金方法が前記外貨金額ベースの返金である場合、国際取引業者のアカウントから前記外貨の対象金額を差し引き、前記外貨の対象金額を所定の外貨ファンドプールへ戻し、前記換算された、対応する自国通貨の金額を中間アカウントを用い前記ユーザへ戻すステップ；又は

前記ユーザによって選択される前記返金方法が前記自国通貨金額ベースの返金である場合、国際取引業者のアカウントから、前記換算された、対応する外貨の金額を差し引き、前記換算された、対応する外貨の金額を所定の外貨ファンドプールへ戻し、前記自国通貨の対象金額を中間アカウントを用い前記ユーザへ戻すステップ；を備える、

第 4 の局面に記載のサービスフォールバック方法。

[第 6 の局面]

サービスフォールバック装置であって：

完了したサービスに対するサービスフォールバック要求を受信した際、前記サービスに対応する、記憶されたフォールバック参照情報を読み取るように構成された第 1 の読み取りモジュールと；

前記フォールバック参照情報に基づき、対応するサービスフォールバック情報を計算するように構成された第 1 の計算モジュールと；

前記計算したサービスフォールバック情報に基づき、前記サービスに対するサービスフォールバックを完了するように構成された第 1 のフォールバックモジュールと；を備える

サービスフォールバック装置。

[第 7 の局面]

前記サービスに対するサービス要求を受信した際、前記サービス要求に含まれる前記フォールバック参照情報を読み取るように構成された第2の読み取りモジュールと；

前記フォールバック参照情報と前記サービスとをローカルに関連付け、前記フォールバック参照情報をローカルに記憶するように構成された第1の記憶モジュールと；を更に備える、

第6の局面に記載のサービスフォールバック装置。

[第8の局面]

前記サービスは国際取引サービスを備え、前記サービスフォールバックは国際取引返金を備え、前記フォールバック参照情報は国際取引に対する為替レート情報を備え、前記サービスフォールバック情報は前記国際取引返金における返金額を備える、

第7の局面に記載のサービスフォールバック装置。

[第9の局面]

前記サービスが国際取引サービスである場合、前記サービスフォールバックは国際取引返金であり、前記フォールバック参照情報は前記国際取引に対する前記為替レート情報であり、前記サービスフォールバック情報は前記国際取引返金における前記返金額であり、

前記第1の計算モジュールは、具体的に：

ユーザによって選択される返金方法が外貨金額ベースの返金である場合、前記国際取引に対する前記為替レート情報に基づき外貨の対象金額を対応する本国通貨の金額に換算するように構成され；又は

ユーザによって選択される返金方法が本国通貨金額ベースの返金である場合、前記国際取引に対する前記為替レート情報に基づき本国通貨の対象金額を対応する外貨の金額に換算するように構成され；

前記対象金額は前記国際取引において実際に支払われる金額である、

第8の局面に記載のサービスフォールバック装置。

[第10の局面]

前記第1のフォールバックモジュールは、具体的に：

前記ユーザによって選択される前記返金方法が前記外貨金額ベースの返金である場合、国際取引業者のアカウントから前記外貨の対象金額を差し引き、前記外貨の対象金額を所定の外貨ファンドプールへ戻し、前記換算された、対応する本国通貨の金額を中間アカウントを用い前記ユーザへ戻すように構成された；又は

前記ユーザによって選択される前記返金方法が前記本国通貨金額ベースの返金である場合、国際取引業者のアカウントから、前記換算された、対応する外貨の金額を差し引き、前記換算された、対応する外貨の金額を所定の外貨ファンドプールへ戻し、前記本国通貨の対象金額を中間アカウントを用い前記ユーザへ戻すように構成された；

第9の局面に記載のサービスフォールバック装置。

[第11の局面]

国際取引返金方法であって：

完了した国際取引サービスに対する返金要求を受信した際、国際取引に対する、記憶された為替レート情報を読み取るステップと；

前記国際取引に対する前記為替レート情報に基づき国際取引返金における返金額を計算するステップと；

前記国際取引返金における前記計算された返金額に基づき前記国際取引サービスに対する返金を完了するステップと；を備える、

国際取引返金方法。

[第12の局面]

前記国際取引サービスに対する決済要求を受信した際、前記国際取引に対する、前記決済要求に含まれる為替レート情報を読み取るステップと；

前記国際取引に対する前記為替レート情報と前記国際取引サービスとをローカルに関連付け、前記為替レート情報をローカルに記憶するステップと；を更に備える、

第11の局面に記載の国際取引返金方法。

[第 1 3 の局面]

前記国際取引に対する前記為替レート情報に基づき国際取引返金における返金額を計算する前記ステップは：

ユーザによって選択される返金方法が外貨金額ベースの返金である場合、前記国際取引に対する前記為替レート情報に基づき外貨の対象金額を対応する本国通貨の金額に換算するステップ；又は

ユーザによって選択される返金方法が本国通貨金額ベースの返金である場合、前記国際取引に対する前記為替レート情報に基づき本国通貨の対象金額を対応する外貨の金額に換算するステップ；を備え、

前記対象金額は前記国際取引において実際に支払われる金額である、

第 1 1 の局面に記載の国際取引返金方法。

[第 1 4 の局面]

前記国際取引返金における前記計算された返金額に基づき前記国際取引サービスに対する返金を完了する前記ステップは：

前記ユーザによって選択される前記返金方法が前記外貨金額ベースの返金である場合、国際取引業者のアカウントから前記外貨の対象金額を差し引き、前記外貨の対象金額を所定の外貨ファンドプールへ戻し、前記換算された、対応する本国通貨の金額を中間アカウントを用い前記ユーザへ戻すステップ；又は

前記ユーザによって選択される前記返金方法が前記本国通貨金額ベースの返金である場合、国際取引業者のアカウントから、前記換算された、対応する外貨の金額を差し引き、前記換算された、対応する外貨の金額を所定の外貨ファンドプールへ戻し、前記本国通貨の対象金額を中間アカウントを用い前記ユーザへ戻すステップ；を備える、

第 1 3 の局面に記載の国際取引返金方法。

[第 1 5 の局面]

国際取引返金装置であって：

完了した国際取引サービスに対する返金要求が受信された際、国際取引に対する、記憶された為替レート情報を読み取るように構成された第 3 の読み取りモジュールと；

前記国際取引に対する前記為替レート情報に基づき国際取引返金における返金額を計算するように構成された第 2 の計算モジュールと；

前記国際取引返金における前記計算された返金額に基づき前記国際取引サービスに対する返金を完了するように構成された第 2 のフォールバックモジュールと；を備える、

国際取引返金装置。

[第 1 6 の局面]

前記国際取引サービスに対する決済要求を受信した際、前記国際取引に対する、前記決済要求に含まれる為替レート情報を読み取るように構成された第 4 の読み取りモジュールと；

前記国際取引に対する前記為替レート情報と前記国際取引サービスとをローカルに関連付け、前記為替レート情報をローカルに記憶するように構成された第 2 の記憶モジュールと；を更に備える、

第 1 5 の局面に記載の国際取引返金装置。

[第 1 7 の局面]

前記第 2 の計算モジュールは、具体的に：

ユーザによって選択される返金方法が外貨金額ベースの返金である場合、前記国際取引に対する前記為替レート情報に基づき外貨の対象金額を対応する本国通貨の金額に換算するように構成され；又は

ユーザによって選択される返金方法が本国通貨金額ベースの返金である場合、前記国際取引に対する前記為替レート情報に基づき本国通貨の対象金額を対応する外貨の金額に換算するように構成され；

前記対象金額は前記国際取引において実際に支払われる金額である、

第 1 5 の局面に記載の国際取引返金装置。

[第 1 8 の局面]

前記第 2 のフォールバックモジュールは、具体的に：

前記ユーザによって選択される前記返金方法が前記外貨金額ベースの返金である場合、国際取引業者のアカウントから前記外貨の対象金額を差し引き、前記外貨の対象金額を所定の外貨ファンドプールへ戻し、前記換算された、対応する自国通貨の金額を中間アカウントを用い前記ユーザへ戻すように構成された；又は

前記ユーザによって選択される前記返金方法が前記自国通貨金額ベースの返金である場合、国際取引業者のアカウントから、前記換算された、対応する外貨の金額を差し引き、前記換算された、対応する外貨の金額を所定の外貨ファンドプールへ戻し、前記自国通貨の対象金額を中間アカウントを用い前記ユーザへ戻すように構成された；

第 1 7 の局面に記載の国際取引返金装置。